

資料 1

第4次松戸市地域福祉計画 の骨子（案）について

作成：健康福祉部 地域福祉課



第4次松戸市地域福祉計画 目次（案）

第1章 計画の概要

- 1 第4次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方
- 2 地域共生社会の実現について
- 3 松戸市地域福祉計画の位置づけ
- 4 第4次松戸市地域福祉計画の期間
- 5 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

第2章 計画の現状と課題

- 1 地域福祉施策の進捗評価
 - (1) 地域団体の取り組みの把握
 - (2) 行政における進捗状況調査
 - (3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査
- 2 各調査から考える地域福祉の現状と課題

第3章 地域福祉社会の展望

- 1 本市の今後の社会的状況
- 2 第4次地域福祉計画施策の体系
- 3 第4次松戸市地域福祉計画の重点項目

第4章 安心して暮らせるまちづくり

- 1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- 2 快適な生活環境づくり
- 3 地域での防犯・安全対策
- 4 障壁のないまちづくり
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 相談支援・情報提供の充実
- 8 地域包括ケアシステムの構築
- 9 生活を守る権利擁護の普及
- 10 生活困窮者の自立支援
- 11 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上
- 12 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現

第5章 自立と参加の促進

- 1 制度ボランティア活動の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 就労の支援
- 4 地域福祉推進のための担い手の育成
- 5 障害者の自立した地域生活の支援
- 6 当事者団体への支援

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

- 1 ボランティア活動・NPO活動への支援
- 2 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化
- 3 地域での支え合い活動の推進
～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》
- 4 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 6 子ども・子育て支援

第7章 福祉文化の創造

- 1 心のバリアフリー
- 2 世代間交流
- 3 福祉教育の推進
- 4 ふるさとづくりの推進

第8章 計画の推進

- 1 推進体制の確立
- 2 地域資源の充実・育成
- 3 財源の確保
- 4 計画の進捗管理・評価

資料編・用語集

- 1 統計資料
- 2 各種調査の詳細
- 3 地域福祉サロン～困ったときはお互いさま～
- 4 パブリックコメントの実施状況
- 5 計画策定の経過

※本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

第4次松戸市地域福祉計画 体系図(案)

基本理念

基本目標

取り組み課題

みんなで築く福祉のまち
地域共生社会の実現を目指して

基本目標1

安心して暮らせるまちづくり

- 1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- 2 快適な生活環境づくり
- 3 地域での防犯・安全対策
- 4 障壁のないまちづくり
- 5 健康づくりの推進
- 6 地域医療の充実
- 7 相談支援・情報提供の充実【推進項目】
- 8 地域包括ケアシステムの構築
- 9 生活を守る権利擁護の普及
- 10 生活困窮者の自立支援
- 11 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上
- 12 誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現(新規)

基本目標2

自立と参加の促進

- 1 制度ボランティア活動の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 就労の支援
- 4 地域福祉推進のための担い手の育成【重点項目】
- 5 障害者の自立した地域生活の支援
- 6 当事者団体への支援

基本目標3

支え合い共に生きるまちづくり

- 1 ボランティア活動・NPO活動への支援
- 2 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化
- 3 地域での支え合い活動の推進
～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》
- 4 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止【推進項目】
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 6 子ども・子育て支援

基本目標4

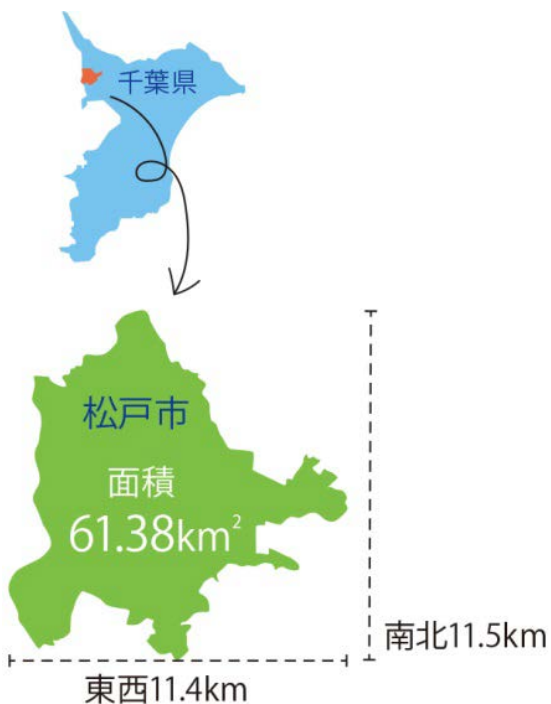
福祉文化の創造

- 1 心のバリアフリー
- 2 世代間交流
- 3 福祉教育の推進【推進項目】
- 4 ふるさとづくりの推進

第1章 計画の概要

- 1 第4次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方
- 2 地域共生社会の実現について
- 3 松戸市地域福祉計画の位置づけ
- 4 第4次松戸市地域福祉計画の期間
- 5 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

【松戸市の位置と面積等】



【松戸の梨】

松戸市は梨の名産地です。市内にはたくさんの梨園があります。9月頃には甘くて美味しい梨が楽しめます。

※各章冒頭に掲載されている写真は、「ようこそ！松戸へ 松戸観光マップ」に準じています。

1 第4次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方

■ 基本理念

みんなで築く福祉のまち～地域共生社会の実現を目指して～

■ めざす将来像

すべての市民が安心して住み良い地域社会

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念をこれまで通り『みんなで築く福祉のまち』として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア*、NPO*、さらには社会福祉協議会や民間の事業者、民生委員・児童委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

また、国においては、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指しており、平成30年に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。

本市においても、第3次松戸市地域福祉計画（平成30年度～令和4年度）に基づいて地域福祉の推進に取り組んできましたが、市民生活を取り巻く環境は大きく変化し、従来の福祉制度では対応の困難な問題が拡大していることから、地域福祉の重要性は増しています。

そのため、基本理念のサブタイトルとして「～地域共生社会の実現を目指して～」を追加し、本市の関係施策を横断した取り組みを進めるとともに、より身近な地域から、地区、市全域と重層的に多様な主体が協力し、地域の様々な生活課題の解決や地域づくりに取り組むことで地域共生社会を実現できるよう、本計画を策定します。

ボランティア：社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償で活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。ボランティア活動を行い、その対価として金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。

NPO：継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。

2 地域共生社会の実現について

「地域共生社会」とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

平成 29 年 2 月 7 日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

一方で、少子高齢・人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことがこれまでも増して重要となっています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした経緯から、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援していける地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、社会福祉法の一部も改正されました。（平成 30 年 4 月施行）

この法律では、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進などが新たに規定されました。

社会福祉法の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）の概要

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定（第 4 条関係）

- 地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題※について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定（第 106 条の 3 関係）

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3 地域福祉計画の充実（第 107 条関係）

- 市町村が地域福祉計画の策定の努力義務化
- 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
- 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載すること

※福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

そして、地域福祉計画に関連するものとして、

- ① 計画の策定が「努力義務」とされました。
- ② 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。
- ③ 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCA サイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。

社会福祉法の改正によるこれらの施策等は、「地域共生社会」の実現に向け「地域課題の解決力の強化」を図るものであることも、改正社会福祉法の趣旨・規定等とともに踏まえる必要があります。

これらによると、今後の地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取組を進めることが求められます。

なお、令和3年度施行の社会福祉法に基づき、今後は「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を内容とする新たな事業（重層的支援体制整備事業）が各自治体に求められているところです。

本市においては、育児や介護を同時に担う「ダブルケア」の問題や80歳の高齢者と50歳の未婚で地域とのつながりが持てない子の世帯、いわゆる「8050世帯」の問題など、複合化・多様化する福祉ニーズに対応するため、既に平成30年4月に「福祉まるごと相談窓口」を開設し、包括的な相談体制を整えています。

また、厚生労働省の地域共生社会モデル事業（地域力強化推進事業）として、平成30年度は市内15圏域において「地域づくりフォーラム」を開催して地域住民と町会自治会連合会、地区社会福祉協議会等との連携を強化し、地域ケア会議とも連動して課題解決を図る仕組みを推進しました。

平成31年度は、同モデル事業（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）として、多分野の相談に対応するため3環境区の地域包括支援センター（明第1、小金原、五香松飛台）に相談員を配置し、障害児者及びその家族からの相談に対応できる支援体制を構築したほか、生活支援コーディネーターとして、多様な主体へ働きかけや関係者のネットワーク化により地域ケア推進会議につないでいく役割を果たしました。

さらに、令和2年4月には総合政策部に地域共生課を設置し、庁内連携体制の強化を図っています。

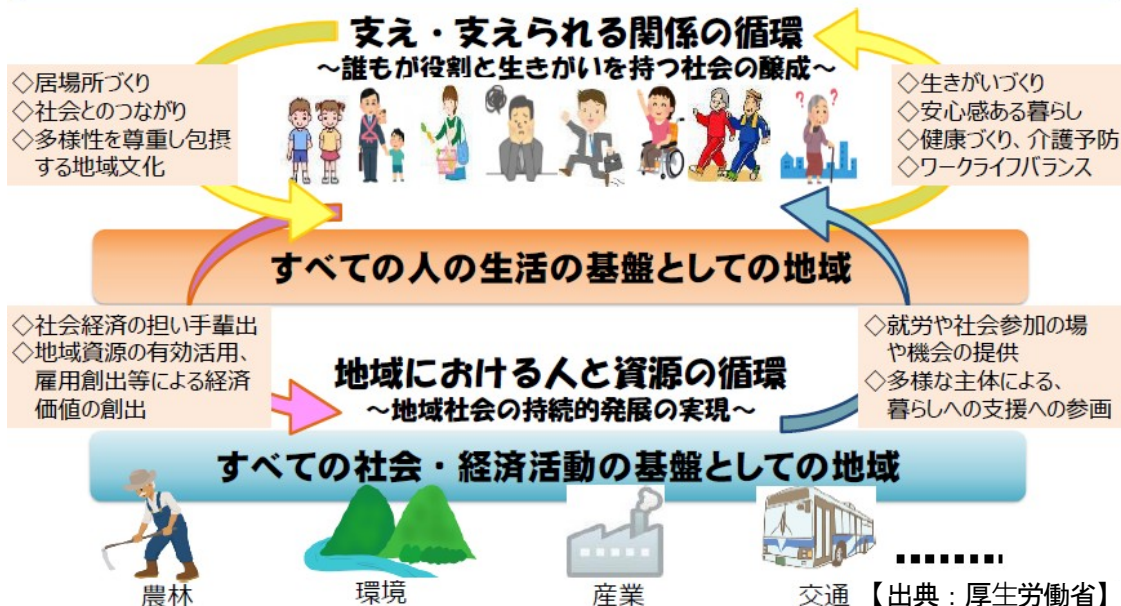
今後は、重層的支援体制整備事業を実現するため、

- ・重層的支援体制整備事業実施計画の策定
- ・既存の体制を組み替えた「重層的な支援体制」の構築
- ・各相談窓口の連携を強化（引きこもり支援の拡充）
- ・多世代が集える居場所の創出
- ・情報の伝達発信の拠点となる「まつどDEつながるステーション」の創出

を進めていきます。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

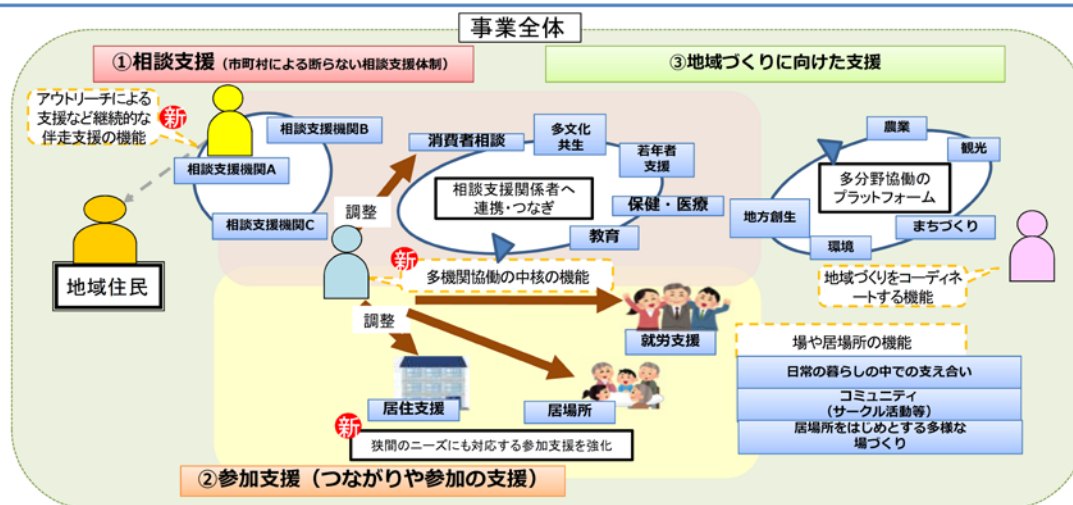


地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化^(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
 - 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。



【出典：厚生労働省】

3 松戸市地域福祉計画の位置づけ

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住みなれた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

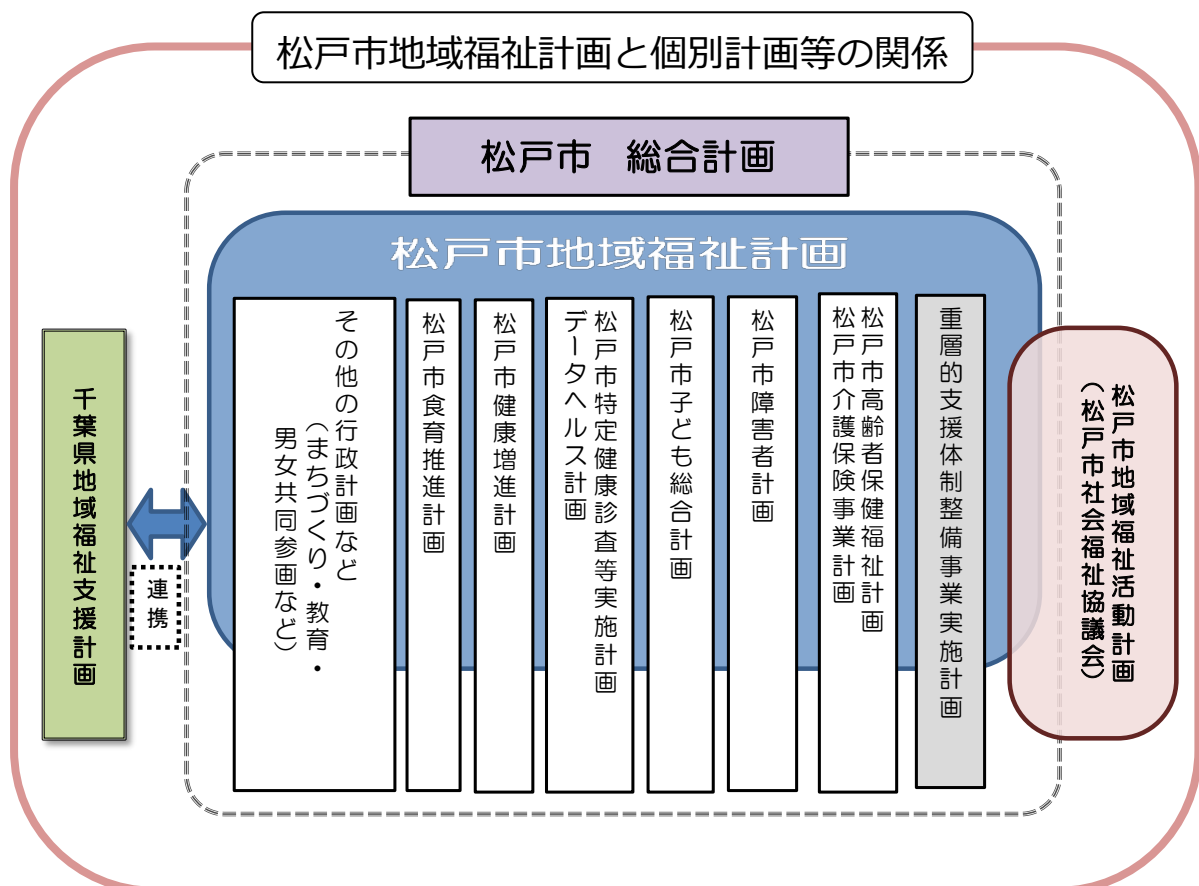
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(1) 個別計画との関係

本市では、平成10年に、「松戸市総合計画*」を策定しました。この総合計画は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を「基本構想」とし、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものとして「基本計画」を策定しています。

また、健康福祉分野の行政計画として、「第8期松戸市高齢者保健福祉計画・第7期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランⅥまつど)*」、「松戸市障害者計画*」、「松戸市子ども総合計画*」、「松戸市健康増進計画(健康松戸21Ⅲ)*」、「松戸市食育推進計画*」、「松戸市国民健康保険保健事業計画第2期データヘルス計画*」、「松戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画*」、が策定され、個々の計画に基づいて施策がすでに展開されています。

この「松戸市地域福祉計画」については、「松戸市総合計画」を上位計画として策定され、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、健康福祉分野の計画のみならず、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との調和を図り、かつ福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定されるものです。



(2) 千葉県“地域福祉支援計画”との関係

千葉県は、社会福祉法第 108 条に基づき、県内市町村の地域福祉を推進するために県としての支援事項等を明記した「第三次千葉県地域福祉支援計画」を平成 27 年度に策定し、平成 31 年 3 月に中間見直しを行っています。この支援計画では、福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も障害のある人もない人も、また、子どもから大人まで多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりを推進していくことになっています。「松戸市地域福祉計画」では、このような支援計画の理念も踏まえ、計画の見直しを行いました。

社会福祉法(抜粋)

(都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

松戸市総合計画：「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21 世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成 10 年度から平成 32 年度までの 23 年間です。

「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間です。「実施計画」は、基本計画に掲げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画です。

松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画：高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランまつど」の名称で策定しています。

松戸市障害者計画：障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。

松戸市子ども総合計画：子ども・子育て支援法に基づいた事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画となり、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で計画期間と定めています。

(3) 松戸市社会福祉協議会“地域福祉活動計画”との関係

社会福祉法第 109 条においては、市町村に設立された社会福祉法人*である松戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という)が、地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられています。

市社協が策定する「松戸市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画の性格を有しています。

他方、「松戸市地域福祉計画」は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、行動計画である市社協の「地域福祉活動計画」の一つの方向性を示します。よって、それぞれの計画においては、その理念や地域福祉推進の方向性などについて共有することが望まれ、見直しに当たって市社協と連携し、両計画の整合性を図っています。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

松戸市健康増進計画(健康松戸 21Ⅲ)：松戸市における健康増進計画であり、市民が 10 年後も健康を維持・増進していくための計画です。

松戸市食育推進計画：市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを目的とする、市の施策などを示した計画です。「みんなで考え、できることからはじめよう」をキャッチコピーとしています。

松戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画：国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。

松戸市国民健康保険保健事業計画データヘルス計画：「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、松戸市国民健康保険加入者の健診データ及び医療データの分析を基に作成した計画です。

社会福祉法人：社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。

4 第4次松戸市地域福祉計画の期間

第4次松戸市地域福祉計画の計画期間は、令和5年度からの5か年です。

西暦		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
令和		元	2	3	4	5	6	7	8	9
松戸市	総合計画（後期基本計画） （平成23年度～令和2年度）									
	第3次地域福祉計画 （平成30年度～令和4年度）									
	第4次地域福祉計画 （令和5年度～9年度）									
	第8期高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画 （平成30年度～令和2年度）									
	第2次障害者計画 （平成25年度～令和2年度）									
	第3次障害者計画 （令和3年度～令和5年度）									
	第5期障害福祉計画 （平成30年度～令和2年度）									
	第6期障害福祉計画 （令和3年度～令和5年度）									
	子ども総合計画 （平成27年度～令和元年度）									
	第2期子ども総合計画 （令和2年度～6年度）									
	健康松戸2 1 III （平成26年度～令和5年度）									
	国民健康保険第3期 特定健康診査等実施計画 （平成30年度～令和5年度）									
	国民健康保険保健事業計画 第2期データヘルス計画 （平成30年度～令和5年度）									
	第3次食育推進計画 （平成30年度～令和4年度）									
社会福祉 協議会	地域福祉活動計画（第5次） （平成30年度～令和4年度）									
千葉県	第3次地域福祉支援計画 （平成27年度～令和2年度）									

5 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支え合う仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、これまでのように地域の方の生活に密着した生活圏を踏まえた推進の単位を設定します。

(1) 基本福祉圏【松戸市全域】

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

(2) 地域福祉推進地区【15 地区社協の地区割】

地域福祉を推進するには、一般的には人口2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある15地区社協の地区割をその単位とし、「地域福祉推進地区」として設定します。

「第8期松戸市高齢者保健福祉計画・第7期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランⅥまつど）」において設定される日常生活圏域*においても、この地域福祉推進地区の整合を図っています。

日常生活圏域：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。